

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	福祉手当の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

松茂町は、福祉手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

松茂町長

公表日

平成30年8月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	福祉手当の支給に関する事務
②事務の概要	松茂町福祉手当条例(昭和48年条例第19号)に基づく福祉手当の支給に関する事務(支給の決定、各種届出に関する確認)
③システムの名称	・障害福祉手当システム ・敬老福祉手当システム ・中間サーバー ・団体内統合宛名システム(番号連携サーバー)
2. 特定個人情報ファイル名	
障害福祉手当事務情報ファイル、敬老福祉手当事務情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第2項 ・松茂町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第32号)第4条第1項及び別表第1第4項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉課
②所属長	福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	松茂町総務課 771-0295 徳島県板野郡松茂町広島字東裏30番地 Tel 088-699-8710
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	松茂町総務課 771-0295 徳島県板野郡松茂町広島字東裏30番地 Tel 088-699-8710

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成29年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成29年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

